

令和2年11月6日

農林水産大臣

野上 浩太郎 様

全国知事会

会長 飯泉 嘉門

全国市長会

会長 立谷 秀清

全国町村会

会長 荒木 泰臣

確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議について

令和2年10月20日付け2農振第1967号にて協議のあったこのことについて、「農用地区域内農地面積の目標について（案）」及び「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準（案）」に対する地方の考え方を別紙のとおり提出いたしますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

**「農用地区域内農地面積の目標について（案）」及び
「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準（案）」
に対する地方の考え方**

平成 27 年 6 月 19 日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第五次一括法）」により、農地転用に係る事務・権限が地方に移譲されるとともに、農地の総量確保の仕組みの充実が図られた。

同年に設定された現行の農用地区域内農地面積の目標（以下、「国の面積目標」という。）では、平成 26 年現在 405 万 ha 確保されていた農地を平成 37 年時点においても 403 万 ha 確保することとしている。

しかし、実際には、国の面積目標で見込んでいた以上に農地の減少が続き、令和元年の時点で目標年次である平成 37 年の目標値を下回る 400.2 万 ha まで農地は減少しており、目標達成は困難と言わざるを得ない状況にある。

そのため、今回、国の面積目標及び「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」（以下、「設定基準」という。）を変更するに当たっては、まず、国において、現行の国の面積目標が未達成となっている原因を検証し、明らかにする必要がある。

また、新たな国の面積目標（案）では、農地の減少を防ぐための施策の中に、その効果を現時点での実績と比較して高度に見込んでいるものがある。国がこのような目標を掲げるのであれば、目標の達成に必要な施策を充実させ、目標の実現可能性を担保することが必要である。

については、国の面積目標及び設定基準の変更に当たって、以下の事項に留意いただきたい。

1. 面積目標の変更及び達成状況の検証のあり方

- 現行の国の面積目標の目標値と現時点での実績値とを要因ごとに比較検証し、未達成となっている事項について原因分析を十分に行い、その結果を都道府県と共有する必要がある。その上で、今回の国の面積目標の変更に際しては、目標を達成できるよう、既存の施策の制度改善を図るとともに、新たな施策を実施するなど、実効性のある施策を検討、実施すべきである。
- 国の面積目標と設定基準に基づき各都道府県が積み上げた目標面積との間に相違がある場合には、国は地域の実情を十分に踏まえた要因分析等を行い、引き続き地方の意

思を尊重し、協議を行うべきである。

- 国・都道府県の目標達成状況を評価する際には、目標値と実績値を単純に比較するのではなく、目標の期間内の施策の進捗状況や目標の期間内に生ずる社会情勢の変化等を十分に加味するべきである。

2. 農用地区域への編入促進

- 現行の国の面積目標では年平均0.63万ha（現行の目標の施策効果6.9万haの11年間の平均）の編入を図るとされているが、初年度から一貫して目標未達成となっている。しかし、新たな国の面積目標（案）では現行の目標と同様に
 - － 20ha以上の集団的農地
 - － 10ha以上20ha未満の集団的農地の内、基盤整備が実施されている農地は全て編入されると見込んでいる。これは、現状におけるすう勢から乖離したものである。
- 地方としても、基盤整備実施済の農地はもとより、その他の農振白地地域の農地の編入にも積極的に取り組んでいくが、その目標は、農業生産基盤の保全、整備及び開発の見地から、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとするべきである。
- それでもなお、国が現状のすう勢を上回る目標を提示するのであれば、農用地区域への編入促進に係る新たな施策により、農用地区域であることによる有利性を更に高めるとともに、地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で算定するべきである。

3. 荒廃農地の発生防止

- 地方としても、農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化による施策効果は、荒廃農地の発生防止効果においても見込むべきであると考え。一方、基盤整備が実施されていない等、条件の整っていない農地も存在していることを踏まえると、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化の加速化が一律に進むと見込む算定方法は、実態と乖離している。農地中間管理機構による担い手への集積・集約化の実施状況を検証した上で、現実を踏まえた適切な施策効果を見込むべきである。

- それでもなお、国が現状の集積実績に基づくすう勢を上回る目標を提示するのであれば、すう勢と目標が乖離している原因を分析し、制度改善を図るとともに、地方の意見を聞き、地域の実情に即した新たな施策を実施する等、目標の達成に資する施策効果の一層の上積みを行うべきである。

4. 荒廃農地の解消

- 新たな国の面積目標（案）では再生利用が可能な荒廃農地（転用等が見込まれる面積を除く）について一律に解消されると見込んでいるが、中山間地の果樹等の永年作物による農地など条件の悪い農地で、すでに荒廃農地となっている農地の集積は困難であり、地域性や地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で算定するべきである。
- 現行の国の面積目標では、荒廃農地の再生の面積目標を「農用地区域内の再生可能な荒廃農地面積」の6割として算定しているのに対し、新たな国の面積目標（案）では、転用等が見込まれる面積を除き、再生利用が可能な荒廃農地が全て解消される前提で算定しているが、算定方法が変更となった理由を示されたい。
- 荒廃農地の解消を進めるに当たって、荒廃農地の再生及び利用に係る新たな施策を実施した上で、施策効果の上積みを行うべきである。

5. 求積手法の精度向上等

- 直近5年間の農用地区域内農地の増減を要因別に見ると、「その他」が増加で約2.2万ha（全増加要因の約29%）、減少で約-5.3万ha（全減少要因の約43%）となっており、増減要因の中で大きな割合を占めている。この「その他」の主な要因は求積手法の精度向上等によるものであり、今後も農用地区域内農地面積の管理や面積精度の向上により面積の増減が発生する可能性がある。したがって、「その他」の増減はすう勢、施策効果によるものではないが、より実態に即した目標を設定するため、国の面積目標の算定においても考慮することが適切である。

6. その他

- 農地は食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能を果たしている有限で貴重な資源

であるという観点等、全国的な立場から国の面積目標を定めることは、十分に認識しているが、設定基準に基づき設定される「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標」については、各都道府県が算定した数値を引き続き十分に尊重するべきである。

- 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の維持等の基礎となる農地面積の把握については、地域ごとの実情により正確に反映されていない可能性があることを国と地方が認識を共有する必要がある。
- 今般の書面協議の成果が十分でない判断した場合や、今後の制度運用において、農林水産大臣と都道府県知事、市長及び町村長の代表者との対面の協議の場の開催が必要と判断した場合、地方は対面形式での協議の場の開催を求めるので、誠実に対応いただきたい。

令和2年11月6日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会